

公共工事等の有用残土処理要領の取扱いについて

平成 19 年 4 月 1 日改正施行の、公共工事等の有用残土処理要領（以下「要領」という。）の実施に係る、細部取扱いについては、次に定めるところによるものとする。

記

（処理計画書等）

第 1 要領第 3 条第 1 項第 1 号の規定による「有用残土処理計画書」及び「有用残土売払報告書」は、それぞれ別記第 1 号様式、別記第 2 号様式によるものとする。

（売買契約書）

第 2 要領第 3 条第 1 項第 6 号の規定による売買契約書は、別記第 3 号様式によるものとする。

（有用残土売払参加資格審査の公示）

第 3 要領第 4 条第 2 項の規定による有用残土売払参加資格審査は、年 1 回とし、審査に係る事項を公示して行う。

（有用残土売払参加資格審査申請書）

第 4 要領第 4 条第 2 項の有用残土売払参加資格審査申請書は、次の事項を記載した別記第 4 号様式によるものとする。

- （1）住所、氏名または名称、法人にあっては代表者氏名
- （2）砂利採取法第 3 条の登録年月日及び登録番号
- （3）要領第 5 条及び第 6 条の該当区分
- （4）砂利洗浄、選別プラントの所在地及び面積
- （5）砂利洗浄、選別プラントの名称及び能力

（売払参加資格審査申請書の添付物）

第 5 前記第 4 の申請書には、次に掲げる書面及び図面等を添付するものとする。

- （1）砂利洗浄、選別プラントの所在地を示す 5 万分の 1 位置図
- （2）砂利洗浄、選別プラント周辺の見取図
- （3）砂利洗浄、選別プラントの配置図及び各設備の名称と能力
- （4）砂利洗浄、選別プラント施設の全景写真（カラー）
- （5）砂利採取法第 3 条の登録を受けていることを示す書面
- （6）砂利採取法第 16 条の認可を受けた実績を記載した別記第 5 号様式による書面
- （7）洗浄用水を、河川から取水している場合、河川法第 23 条の許可書の写し

（廃業又は資格審査申請事項の変更届）

第 6 要領第 4 条第 3 号の「有用残土売払参加資格者名簿」に記載された者が、廃業又は、売払参加資格審査申請事項に変動があったときは、廃業届又は変動の事項を証する書面又は図面を添付した別記第 6 号様式による変更届を遅滞なく、知事に提出しなければならない。

（申請書等の提出部数と提出先）

第 7 有用残土売払参加資格審査申請書及び廃業届、変更届は各 1 通を、用地対策課に提出するものとする。

(有用残土売払参加資格者名簿)

第8 要領第4条第3項の有用残土売払参加資格者名簿は、別記第7号様式によるものとする。

(連合体による売払の通知)

第9 要領第7条第3号第2号の規定による。連合体による売払の通知は、別記第8号様式により行うものとする。

(連合体による売払参加願)

第10 要領第7条第3項第3号の規定による。連合体による売払参加願は、別記第9号様式によるものとする。

(連合体の法律行為)

第11 連合体における権利主体は、各構成員にあり、入札、契約締結等の法律行為は各構成員が、その権限を代表者に委任した委任状の提出があらかじめあった場合以外は、すべて各構成員が連署押印して行わなければならない。

(資格取消し等該当事実の報告)

第12 要領第9条に該当する事実を、土木事務所長が確認したときは、遅滞なく、その事実を土木部長に文書で報告しなければならない。